

平成30年度

防 災 計 画

北海道奈井江商業高等学校

平成30年度 防 災 計 画

1 目 的

災害発生時に人命の安全を確保し、火災その他の災害の未然防止に努める。万一火災その他の災害が発生した場合は、適性かつ迅速に対処し通報、初期消火、避難誘導及び避難場所等に万全を期し、被害を最小限に抑えることを目的とする。

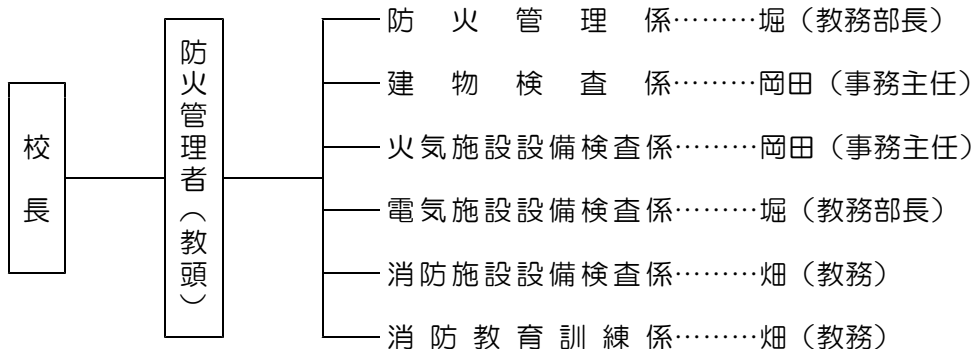
2 重 点

- (1) 防火意識の高揚 (2) 防災設備の管理と整備 (3) 避難対策の強化

3 年間計画

4月	防災組織の編成（19日） 春季火災予防運動
5月	避難訓練（11日）
6月	
7月	
8月	
9月	北海道シェイクアウト2018 防災点検（28日）
10月	秋季火災予防運動
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	防災点検（29日）

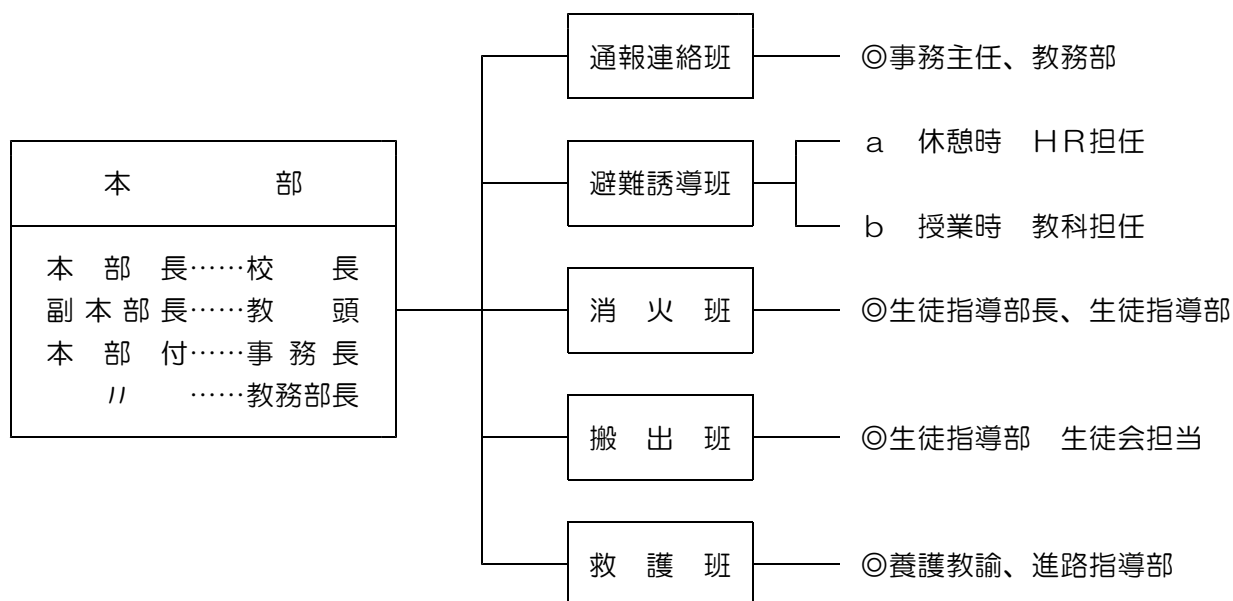
4 防災管理組織



各係の任務

- (1) 校長・防火管理者（教頭）……………防火管理の一切を統括し指導する。
- (2) 防火管理係（教務部長）……………各室責任者の代表として日常の防火の徹底をはかる。
- (3) 建物検査係（事務主任）……………防火上必要な校舎内及び周辺並びに防火避難口等の点検をする。
- (4) 火気施設設備検査係（事務主任）…コンセント・ガス栓その他の火気使用設備の点検をする。
- (5) 電気施設設備検査係（教務部長）…漏電及び電気配線、電気機器の点検をする。
- (6) 消防教育訓練係（教務）……………非常口の確保及び避難訓練に関することなど、生徒の安全確保のための訓練をする。
- (7) 各室責任者……………各室のコンセント、その他火気施設設備の点検を日常行い、異常があれば防火管理係に報告する。

5 自衛消防組織（非常時） ◎：班長



各係の任務

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 本 部 | 災害発生時に本部を設置し、総指揮にあたる。 |
| (2) 通報連絡班 | 災害発生状況を校内に通報し、関係機関に連絡、本部で待機する。 |
| (3) 避難誘導班 | 生徒の避難誘導、人員を確認し、本部に報告する。 |
| (4) 消 火 班 | 初期消火作業を指揮し、生徒の避難確認後、防火扉の閉鎖など必要な作業を行う。 |
| (5) 搬 出 班 | 搬出作業を指揮し、「非常時持出し」の書類や貴重品の搬出をする。 |
| (6) 救 護 班 | 生徒の救護にあたる。 |
- ※各班の担当者が授業中のときは生徒の避難誘導を第一とし、その後担当者の業務にあたる。

6 防災委員会

構 成：教頭（防火管理者）・事務長・事務主任・教務部長・生徒指導部 1 名で構成する。

任 務：①学校防災についての研究・調査に関すること。

②校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること。

③避難訓練等の充実に関すること。

④関係機関等の連携に関すること。

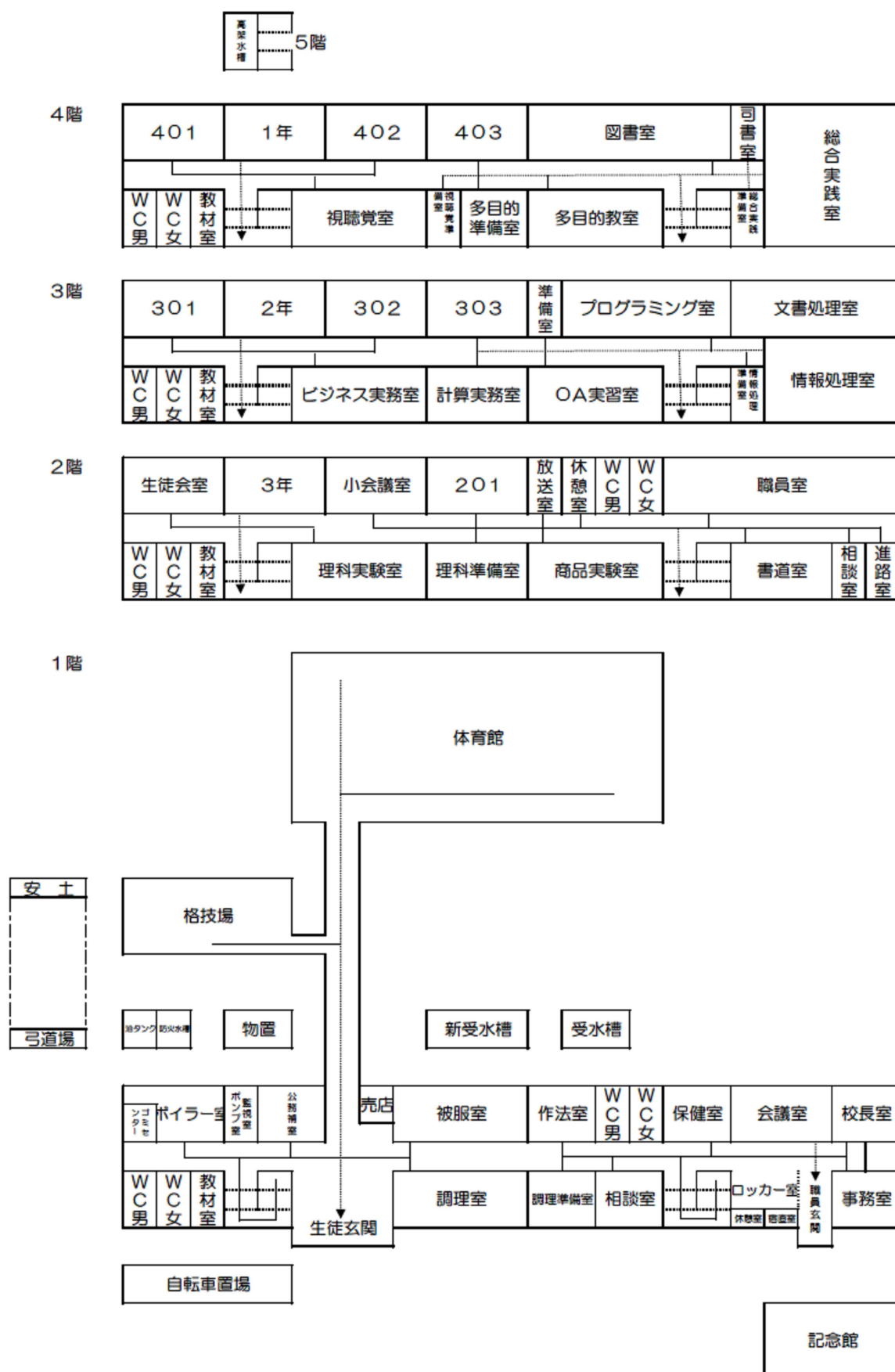
※防災施設設備の点検

- | | |
|------|---|
| 点検箇所 | 天井、照明器具、窓ガラス、コンセント・ガス栓・防火扉・非常口・消火器・消火栓・ホース等 |
| 点検時期 | 防災点検……前期末と後期末に実施
防災査察……消防署と連絡をとり必要のつど |
| 点検報告 | 点検の結果は防災点検票に記入し、異常の有無に関わりなく、防火管理者に報告する。 |

※非常避難要項

- 1 通 報 ※火災発見者は、大声で連呼しながら防火管理者に報告する。放送器具を利用できる場合は放送も行う。
 ※防火管理者の指示により、通報連絡班または職員室在室の職員が消防署に出動を要請する。
- 2 避 難 ※授業中の職員はただちに生徒を誘導し、定められた非常口から避難し、人員を点呼し、本部に報告後各班の部署につく。
 ※避難誘導の際は、次の各項を守る。
 （ア）学用品その他の持ち物は一切持たない。
 （イ）上靴のまま避難する。
 （ウ）使用中のガス栓は元栓を閉める。
 （エ）教室の出入口と窓を閉める。
 （オ）避難中は無駄話をしない。
- 3 消 火 生徒が校内に残留していないことを確認後、防火扉を閉鎖し、消火に努める。
 生徒に消火作業をさせない。ただし、校長または防火管理者の指示があった場合は、この限りではない。
- 4 搬 出 「非常時持出し」の標識のついた品物を最初に搬出する。
 生徒に搬出作業をさせるときは、校長または防火管理者の指示を受ける。
- 5 救 護 本部に隣接した場所に救護場所を設け、救護にあたる。
- 6 本 部 安全で消火作業に支障のない場所に本部を設ける。
 - ・ 人員の報告を受ける。
 - ・ 防火扉閉鎖を指示する。
 - ・ 生徒出動の指示をする。
 - ・ 各班より報告を受ける。

◎ 避難経路図



平成30年度 各 室 管 理 責 任 者 一 覧

(注) 準備室のある所は準備室を含む。

No.	室 名	責任者名	No.	室 名	責任者名
1	校 長 室 ・ 事 務 室	岡 田	23	放 送 室	小野寺
2	会 議 室	堀	24	理 科 実 験 室	正 木
3	宿 直 室	中 澤	25	2 階 職 員 休 憩 室	甲 谷
4	休憩室（女子職員用）	中 澤	26	小 会 議 室	堀
5	保 健 室	原 田	27	2 0 1 教 室	畑
6	相 談 室	原 田	28	文書処理・情報処理室	上 杉
7	倉 庫 （ 東 側 ）	原 田	29	プ ロ グ ラ ミ ン グ 室	上 杉
8	倉 庫 （ 西 側 ）	岡 田	30	O A 実 習 室	林
9	作 法 室	原 田	31	計 算 実 務 室	林
10	被 服 室	高 橋	32	ビ ジ ネ ス 実 務 室	林
11	調 理 室	高 橋	33	301・302・303教室	高 橋
12	売 店	中 澤	34	総 合 実 践 室	堀
13	公 務 補 室	岡 田	35	図 書 室	高 橋
14	ボ イ ラ ー 室	岡 田	36	多 目 的 教 室	畑
15	1 階 ト イ レ	岡 田	37	視 聴 覚 室	富 井
16	体 育 館 ・ 更 衣 室	池 内	38	401・402・403教室	一ノ瀬
17	格 技 場	池 内	39	1・2・3・4階教材室	堀
18	職 員 室	堀	40	各ホ ー ム ル ー ム 教 室	HR担任
19	進 路 相 談 室	上 杉	41	2・3・4 階 ト イ レ	HR担任
20	書 道 室	多 田	42	物 置	岡 田
21	商 品 実 験 室	小野寺	43	記 念 館	林
22	生 徒 会 室	池 内	44	弓 道 場	一ノ瀬

避難訓練実施要項

1 目的

- (1) 災害に備えて、迅速・適切に避難し、生命の安全を守るために望ましい行動がとれるようにする。
- (2) 災害に対する意識を高め、統制と秩序ある団体行動がとれるようにする。

2 防災教育

教職員はあらゆる機会をとらえて、生徒に防災教育を行う。

- (1) 防災思想の普及啓発に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 日常的に指導すべき事項
 - ① 避難三原則の遵守（話さない・走らない・押さない）
 - ② 煙の吸引防止のため、ハンカチを用意させる
 - ③ 上靴のかかとは踏まない

3 避難訓練の日程及び災害の想定

避難訓練実施時に指示する。（日時・災害の種別・留意事項等）

4 災害発生時の連絡と避難の指示

- (1) 発生連絡
 - ① 火災報知器により連絡をする。
 - ② 防火管理者は、生徒を静粛にさせ、放送により災害状況及び避難方法を指示する。
- (2) 避難指示

放送の指示により、次のとおり生徒を避難場所に安全に誘導する。

 - ア 授業中……………教科担任
 - イ 授業以外……………学級担任または部活動顧問
 - ウ 休日……………部活動顧問
- (3) 避難後の生徒把握

教科担任（学級担任・部活動顧問）は、生徒を整列させ、避難状況及び事故の有無を本部に報告する。

5 講評

訓練終了後、防火管理者（教頭）・消防署担当者から講評を受ける。

地震発生時における安全指導について

1 授業中における地震発生時の安全指導の着眼

(1) 校舎内

ア 予想される状況

- ① 地震や設置のしかたにより差異はあるが、蛍光灯、時計、天井、壁などが割れたり、落下したりする。
- ② 戸棚、ロッカーなどが倒れることがあり、暖房器具の倒壊による火災発生の恐れがある。
- ③ 理科室の薬品、薬品戸棚などの落下、倒壊によるガス発生や発火の恐れがある。また、理科実験時や調理実習時に沸騰している湯、薬品、アルコールランプを使用している場合は、火傷等をしやすい。
- ④ 調理室のガス管の破裂、ガスコンロからの引火、プロパンガスの充満と爆発が起こりやすい。
- ⑤ 不安や恐怖等による心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして混乱が起こりやすい。

イ 「安全の心得」としての指導事項

- ① 地震発生時の初期行動について
 - ・騒がないこと
 - ・あわてて建物の外に飛び出さないこと
 - ・窓や壁際から離れること
 - ・教室等の机のある場所では、机の下に隠れること
 - ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が飛んでこない、物が移動してこない場所に移動して、低い姿勢で鞆などで頭を覆うこと
 - ・先生の指示を静かに最後まで聞くこと
 - ・火気はすぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること
 - ・薬品を使用している場合は、できるだけ早く始末すること
- ② 避難行動について
 - ・静かに敏速に整列すること
 - ・決められた場所に整列し集合すること
 - ・騒いだり駆けたり押したりしないで素早く行動すること
 - ・落ち着いて待機すること

ウ 発生時における教師の指示と行動

- ① どんな行動をさせるかを大声で明確に指示する。
- ② 机が揺れによって移動することがあっても、机の下に潜らせ、鞆等で頭を守らせる。
- ③ 体育館や屋上では、中央付近に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くして待つようにさせる。
- ④ 特別教室では、身を寄せる安全な場所を机の下と限定せず、状況に対応して適切な場所を決める。
- ⑤ 脱出口を1か所以上確保する。
- ⑥ 人員及び負傷者の有無についての確認や応急処置を行い、生徒を掌握する。
- ⑦ 避難誘導は、防災本部の指示、あるいは教師の的確な判断によって行う。その場合、生徒に対して避難経路、避難場所及び避難方法について明確に指示し、徹底させてから避難を開始する。その際、出席簿等管理上必要なものを携行する。
- ⑧ 騒いだり駆けたり押したりして、あわてて出口や階段に殺到しないよう指示し、決して自分勝手な行動をさせない。
- ⑨ 避難場所に到着したら、人員を確認し、負傷者の有無を調べ、防災本部に報告する。なお、避難場所が安全か否かを判断し、危険が予想される場合は防災本部の指示、命令により第2次避難場所に避難を開始させる。

(2) 校舎外

ア 予想される状況

- ① 建物付近では、窓ガラスの破片などの落下がおこる。
- ② 塀、バックネット等の倒壊がおこることがある。
- ③ 初めは揺れに気づかない場合が多いが、揺れに気づくと不安や恐怖が高まって、自分勝手な行動をとり混乱が起こりやすい。
- ④ 校庭が災害時における地区の避難場所に指定されているような場合は、避難してきた住民や生徒等の引き取りの保護者等による混乱が起こりやすい。

イ 「安全の心得」としての指導事項

- ① 校庭やグラウンドでは、敏速に中央に集合し、身を低くすること。
- ② 校舎間や窓下では、落下物に注意して広い場所に出ること。
- ③ 揺れによって倒れる恐れのある建物や施設から離れること。
- ④ 勝手に校外に出たり、教室に入ったりしないこと。

ウ 発生時における教師の指示と行動

- ① 落下物から身を守るため、建物や体育施設付近から速やかに離れ、校庭やグラウンドの中央に集合させる。
- ② 集合したら人員の掌握に努め、みだりに教師から離れないようにさせる。なお、人員の掌握と救出活動を円滑にするため、防災本部の指示があるまで保護者に引き渡しをしないようにする。
- ③ 第2次避難場所へ避難が必要になった場合は、避難経路、避難場所及び避難方法について徹底するよう指示する。

2 部活動時における地震発生時の安全指導の着眼

ア 予想される状況

「授業中」と同じ状況が予想される。

イ 「安全の心得」としての指導事項

「授業中」と同じ指導事項を行う。

ウ 発生時における教師の指示と行動

「授業中」と同じ指示と行動を行う。

3 休日や下校後における地震発生時の安全指導の着眼

ア 予想される状況

通信手段が確保されにくいと予想される。

イ 発生時における教師の指示と行動

- ① 生徒及び家族の安否・けがの状況の確認
- ② 被災状況の確認
- ③ 今後の連絡先・連絡方法の確認